平成２５年（フ）第５４７号
岡山市南区藤田341番地９
債務者　大塚　広美
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６２号
横浜市南区真金町２丁目16番地１　ハイツ大通公園704
債務者　菅野惠美子
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８９号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目17番21―306号
債務者　小川真莉菜
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６０１号
大阪市港区夕凪１丁目15番26号、前住所大阪市港区三先１丁目17番２―604号
債務者　三川　隆和
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０号
岡山市中区西川原263番地２ハイツフジⅠ107号
債務者　皆木　幹夫
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０７号
岡山市北区富田町２丁目13番３号ＰＡＬＡＺＺＯ　ＷＡＫＯ305
債務者　長谷川友紀
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８号
大分県豊後高田市新地1951番地２
債務者　石田　沙弥
１　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月10日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第７０号
長野県小諸市丙388―３　タマテックハイツ102、住民票上の住所長野県小諸市甲1255番地17
債務者　小林　ルミ
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８１号
長野県佐久市甲20番地
債務者　小平　隆男
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８４号
長野県佐久市中込1755番地
債務者　田中　義丸
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月12日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第２００号
北海道帯広市東10条南13丁目１番地９
債務者　上林美恵子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪43番地４　高校仮設団地４―１、住民票上の住所岩手県下閉伊郡田野畑村明戸430番地
債務者　根木地正樹
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時20分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第９５５号
東京都昭島市宮沢町２丁目22番６―201号
債務者　力丸　真一
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０００号
東京都武蔵村山市中央３丁目34番地の３サンパレス中央401号
債務者　鈴木孝一郎
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
沖縄県沖縄市東１丁目６番１号　照屋貸間左
債務者　安和　　守
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部